

大分大学医学部附属病院薬剤師臨床研修管理委員会内規

令和7年2月28日制定

令和7年医学部附属病院内規第1-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院薬剤師教育センター細則（令和7年医学部附属病院細則第1-2号）第6条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院薬剤師教育センター（以下「センター」という。）において、薬剤師免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修及び地域医療に係る薬剤業務の実践的な習得のための研修（以下「研修」という。）について審議するために設置する、大分大学医学部附属病院薬剤師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修のプログラムに関する事項
- (2) 研修の管理及び実施に関する事項
- (3) 研修を受講した薬剤師の評価に関する事項
- (4) 研修の修了に関する事項
- (5) その他研修に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 臨床薬理センター長
- (4) 診療科長 4人
- (5) 副診療科長 4人
- (6) 看護部長又は副看護部長 1人
- (7) 副薬剤部長 1人
- (8) その他病院長が必要と認める者

2 前項第4号から第8号までの委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年2月28日から施行する。